

# 第 13 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 31 年 2 月 21 日 (木)  
時 分～ 時 分  
第 4 委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員  
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団・委員外議員】 川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

---

## 議題

### 1 政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について

#### (1) 条例の一部改正について

資料 1

#### (2) 条例施行規則の一部改正について

資料 2

#### (3) 細則の一部改正について

資料 3

### 2 その他

## 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年浜田市条例第6号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 平成17年10月1日条例第6号</p> <p>改正</p> <p>平成20年9月26日条例第33号 平成24年12月21日条例第41号 平成25年3月22日条例第7号 平成29年12月13日条例第29号</p> <p>浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。</p> <p>（交付額）</p> <p>第3条 政務活動費は、年額10万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。</p> <p>（1） 年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2） 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）</p>	<p>○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 平成17年10月1日条例第6号</p> <p>改正</p> <p>平成20年9月26日条例第33号 平成24年12月21日条例第41号 平成25年3月22日条例第7号 平成29年12月13日条例第29号</p> <p>浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。</p> <p>（交付額）</p> <p>第3条 政務活動費は、年額10万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。</p> <p>（1） 年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2） 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）</p>

現行	改正後（案）
<p>から3月までの月割額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額)</p>	<p>から3月までの月割額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額)</p>
<p><u>(交付の時期)</u></p>	<p><u>(交付の時期)</u></p>
<p><u>第4条 政務活動費は、4月30日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。</u></p>	<p><u>第4条 政務活動費は、各年度が終了した後(年度途中で議員の任期が満了したときは当該任期満了後、年度途中で議員でなくなったときは議員でなくなった後)において交付する。ただし、議員が当該年度が終了する前にその交付を求めるときは、規則で定める政務活動の期間を対象として、当該期間が終了した後において交付することができる。</u></p>
<p><u>2 政務活動費の交付日が、浜田市の休日を定める条例(平成17年浜田市条例第2号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、議長と協議の上、交付日を変更することができる。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p>	<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p>
<p>第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。</p>	<p>第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。</p>
<p>(収支報告書の提出)</p>	<p>(収支報告書の提出)</p>
<p>第6条 政務活動費の交付を<u>受けた</u>議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに領収書等証拠書類の<u>写し</u>を添えて<u>翌年度の4月20日まで</u>に議</p>	<p>第6条 政務活動費の交付を<u>受ける</u>議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに領収書等証拠書類_____を添えて、<u>規則で定める期日までに</u>議長に</p>

現行	改正後（案）
<p>長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、政務活動費の交付を受けた議員が疾病、天災等の事由により前2項の規定による提出期限（以下「提出期限」という。）までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。</u></p> <p><u>4 政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。</u></p>	<p>提出しなければならない。</p> <p><b>〔削る〕</b></p> <p><b>〔削る〕</b></p> <p><b>〔削る〕</b></p>
<p>（収支報告書の写しの送付）</p> <p>第7条 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から20日以内に市長に送付しなければならない。</p> <p>（政務活動費の返還）</p>	<p>（収支報告書の写しの送付）</p> <p>第7条 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から20日以内に市長に送付しなければならない。</p> <p>（政務活動費の返還）</p>
<p>第8条 <u>政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において第5条に定める経費の範囲内で支出した額の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は当月分）から3月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を返還しなければならない。</u></p>	<p>第8条 <b>〔削る〕</b></p> <p><b>〔削る〕</b></p>
<p>3 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第5条に定める経費以</p>	<p><u>市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第5条に定める経費以</u></p>

現行	改正後（案）
<p>外に当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>（収支報告書の保存及び閲覧）</p> <p>第9条 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>（透明性の確保）</p> <p>第10条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年浜田市条例第3号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。</p>	<p><u>外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</u></p> <p>（収支報告書の保存及び閲覧）</p> <p>第9条 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>（透明性の確保）</p> <p>第10条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年浜田市条例第3号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。</p>

現行			改正後（案）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
項目	内容	備考	項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等	調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等	研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等	広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等
要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等	要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等	資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等	資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年浜田市規則第3号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 平成17年10月1日規則第3号</p> <p>改正</p> <p>平成18年3月24日規則第5号 平成24年12月21日規則第41号 平成25年3月22日規則第5号</p> <p>浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年浜田市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4月8日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の翌月の8日）までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。 （交付決定）</p> <p>第3条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該議員に通知するものとする。</p>	<p>○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 平成17年10月1日規則第3号</p> <p>改正</p> <p>平成18年3月24日規則第5号 平成24年12月21日規則第41号 平成25年3月22日規則第5号</p> <p>浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年浜田市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（交付申請）</u></p> <p>第2条 浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4月8日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の翌月の8日）までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。 （交付決定）</p> <p>第3条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該議員に通知するものとする。</p>

現行	改正後（案）
<p>(交付請求)</p> <p>第4条 議員は、条例第4条の規定による交付日の14日前までに市長に対し、議長を經由して政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>(収支報告書)</p> <p>第5条 条例第6条に規定する収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第4号）により行うものとする。</p>	<p>(<u>交付の時期</u>)</p> <p><u>第4条 条例第4条ただし書の規則で定める政務活動の期間は、4月から9月までとする。</u></p> <p>(収支報告書)</p> <p>第5条 条例第6条の _____ 収支報告書 _____ は、政務活動費収支報告書（様式第3号） _____ とする。</p> <p>2 条例第6条の規則で定める期日は、次の各号に掲げる政務活動費の交付の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 年度が終了した後に交付を受ける場合 当該年度の翌年度の4月20日</p> <p>(2) 10月20日及び翌年度の4月20日 (<u>当該交付を受ける額が第3条の規定により交付の決定を受けた額（以下「交付決定額」という。）と同額である場合は、10月20日に限る。</u>)</p> <p>(3) 年度途中で議員の任期が満了した場合 当該議員の任期満了日後30日</p> <p>(4) 年度途中で議員でなくなった場合 当該議員でなくなった日後30日</p> <p>3 議長は、政務活動費の交付を受ける議員が疾病、天災等の事由により前項各号に定める期日までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。</p> <p>(交付請求等)</p>

現行	改正後（案）
<p>（会計帳簿等の整理保管）</p> <p><b>第6条</b> 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p>	<p><b>第6条</b> 第3条の規定により政務活動費の交付の決定を受けた議員は、政務活動費の交付の請求をしようとするときは、前条第2項各号に定める期日までに、政務活動費請求書（様式第4号）を、議長を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>（交付確定）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>市長は、条例第6条に規定する収支報告書の提出があったとき（当該収支報告書が条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合の請求に係るものであって、当該収支報告書に記載されている支出額が交付決定額未満であるときを除く。）は、交付すべき政務活動費の額を確定し、政務活動費確定通知書（様式第5号）により、当該収支報告書を提出した議員に対し通知するものとする。</u></p> <p>（会計帳簿等の整理保管）</p> <p><b>第8条</b> 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p>

## 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日 平成 19 年 3 月 20 日

平成 22 年 3 月 18 日 平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年 7 月 26 日 平成 28 年 11 月 25 日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号）第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得た後、全員協議会で出席議員全員の同意を得て実施する。
- ~~3 政務活動費の使途基準に定める各項目ごとの金額は、議員個人的意思によつて決められるものであるが、議員の調査研究その他の活動を明確にする上でも、収支報告書の各項目における支出額は最低 3,000 円程度となるよう努力するものとする。~~

収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書（書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。）を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類（レシートや相手方が発行する支出証明書等）を得ること。

なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき（調査研究費を支出したときなど）は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。
- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は 5 日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

## 附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部(7 項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部(5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準  
細目変更)を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を  
追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別  
表を改正)を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費)を改正

平成 28 年 11 月 25 日 一部(5 項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を  
改正

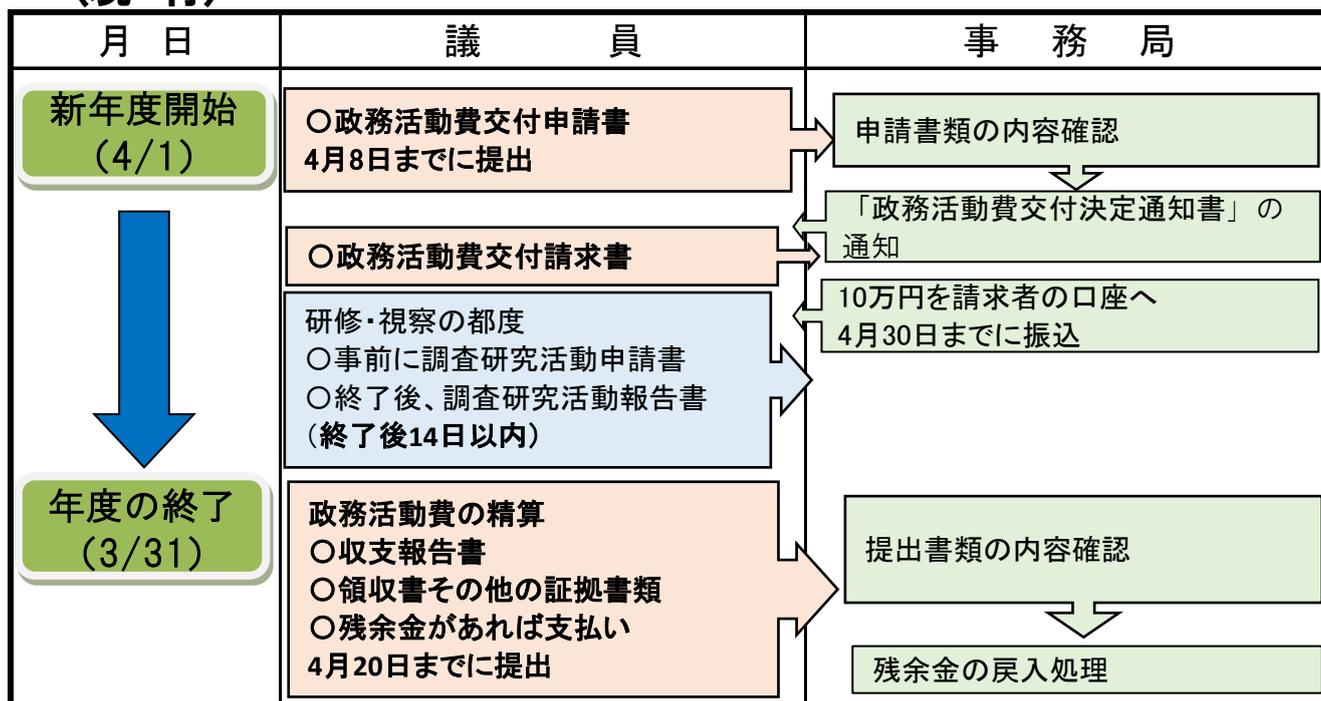
別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費（運賃、宿泊料）</li> <li>○車借上料（バス、タクシー等）</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> <li>○調査委託（コンサルタント委託）に要する経費</li>   <li>○インターネット使用料 （経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内）</li> <li>○タブレット端末使用料 （経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議長が承認しない視察旅費</li> <li>●先進地の位置付けに明確さを欠く視察</li> <li>●海外視察に係る経費</li> <li>※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める</li> <li>●議員の飲食費（食料費）</li> <li>●視察先への土産代</li> </ul>
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場使用料</li> <li>○講師謝礼</li> <li>○講師との食事代（講師分のみ）</li> <li>○旅費（運賃、宿泊料）</li> <li>○研修会等参加者負担金、会費</li> <li>○車借上料（バス、タクシー等）</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員の飲食費 ●茶菓子</li> <li>●講師への土産代</li> <li>●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等</li> <li>※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。</li> </ul>
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場使用料 ○資料印刷費</li> <li>○会議に伴う湯茶、茶菓子代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食費</li> </ul>
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代</li> <li>○事務用品、消耗品</li> <li>○旅費（運賃、宿泊料）</li> <li>○車借上料（バス、タクシー等）</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> <li>○郵送料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議長が承認しない要請・陳情活動の経費</li> </ul>
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印刷費</li> <li>○写真代</li> <li>○文書コピー代</li> <li>○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代</li> <li>○事務用品、消耗品 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の1/3以内、<b>年間上限額を1万円以内</b>）</li> <li>○リース料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費</li> <li>●選挙活動の資料作成費</li> <li>●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費</li> <li>●備品（1件の取得価格が税込み額の<b>1/3が10,000円を超えるもの以上のもの</b>） <del>ただし、10,000円未満の物品で議員をやめたときは事務局に返納する。</del></li> </ul>

資料購入費	○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は 按分：該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ)	●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞 等
その他 (上記費目す べてに該当)		●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電 報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費

平成31年度以降の政務活動費交付の流れ

(現 行)



(改正後)

